

倫理規程

<前文>

特定非営利活動法人わがこと（以下「当法人」という。）は、あらゆる分野で活動する民間非営利活動組織（NPO）に対して、担い手の発掘や継続的に活動するための活動基盤の強化、またそれらと企業および県や市町等の地方公共団体との連携の強化を図り協働を推進することにより、持続可能な社会の実現に寄与することを目的としており、民間の公益活動を支援する中間支援としての役割を期待されている。

このような認識のもと、当法人は、厳正な倫理に則り、公正かつ適正な事業活動を行うための自主ルールとして、以下の倫理規程を制定し、それを遵守するものとした。

当法人の全ての役員及び職員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

<本文>

(基本的人権の尊重)

第1条 当法人は、人権、多様性、異なる価値観を尊重し、当法人と関係を持つ全ての人々に対し、いかなる場合においても敬意をもって接するものとする。

(組織の使命及び社会的責任)

第2条 当法人は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、地域社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならぬ。

(社会的信用の維持)

第3条 当法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならぬ。

(法令等の遵守)

第4条 当法人は、関連法令及び当法人の定款、倫理規程その他の規程・内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならぬ。

(私的利益の禁止)

第5条 当法人の役員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(兼職先組織への利益の禁止)

第6条 当法人の役員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、当法人の理事会の承諾なしに、

当法人以外に役員を務める組織への当法人からの利益の追求があってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第7条 当法人の役員は、その職務の執行に際し、当法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他当法人が定める所定の手続に従わなければならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第8条 当法人の役員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る行動を行う者に対し、寄付、助成、その他の特別な利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第9条 当法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(情報の保護・管理)

第10条 当法人は、業務上知り得た組織運営上の各種情報、並びに個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研鑽)

第11条 当法人の役員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(反社会的勢力との断絶)

第12条 当法人は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては断固たる行動をとり、一切の関係を断絶するとともに、反社会的勢力の活動を助長するような行為は一切行わない。

(規程遵守の確保)

第13条 当法人は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、2025年1月6日から施行する。